

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 参照条文

(参照法令一覧)

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	1
○特許法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	15
○実用新案法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	24
○意匠法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	30
○商標法(特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)による改正後)	32
○特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)(抄)	36
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(抄)	37

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）

（特許法関係手数料）

第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

		納付しなければならない者		金 額	
一	特許法第四条、第五条第一項若しくは第八十条第三項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者			一件につき二千円	
二	特許証の再交付を請求する者			一件につき四千六百円	
三	特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者			一件につき四千二百円	
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者			一件につき千四百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては、千円）	
五	特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者		一件につき三百五十円 一件につき千四百円	
六	特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者		一件につき三百円 一件につき千五百円	
七	特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者			一件につき千円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては、八百円）	

2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）

の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金 額
一	特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき一万四千元
二	特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき二万二千元
三	特許法第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
四	特許法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
五	特許法第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千元
六	特許権の存続期間の延長登録の出願をする者 イ 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合 ロ 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき四万三千六百元 一件につき七万四千元
七	特許法第五条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
八	特許法第五条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき五万千円
九	出願審査の請求をする者	一件につき十三万八千円に一請求項につき四千元を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「条約」という。）第十八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき八万三千円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつ

十	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	ては一件につき十一万円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十二万円千円に一請求項につき三千六百円を加えた額)
十一	特許法第七十一条第一項の規定により判定を求めめる者	一件につき四万円
十二	裁定を請求する者	一件につき五万五千元
十三	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十四	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十五	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき三千三百円
十六	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十七	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	一件につき五万五千元
十八	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十九	審判又は再審への参加を申請する者 イ 特許法第四百四十八条第一項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 特許法第四百四十八条第三項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第七十四条第一項において準用する同法第一百九条第一項の規定により参加を申請する者	一件につき五万五千元 一件につき一万六千五百円

3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第八号まで、第十号及び第十八号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一 前項の表第十六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者

イ 拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者

ロ 特許無効審判の確定審決に対する再審を請求する者

ハ 訂正審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者

ニ 確定した取消決定に対する再審を請求する者

二 前項の表第十七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者

イ 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に係る審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者

ロ 特許権の存続期間の延長登録の無効に係る審判の確定審決に対する再審を請求する者

4 特許法第九十五条第九項の政令で定める額は、同条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（資力を考慮して定める要件）

第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること。

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ハ 所得税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）（イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

ニ その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）（イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。）。

二 法人にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ 資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあつては、経済産業省令で定める額）が三億円以下の法人であること。
ロ 法人税が課されていないこと（所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ハ イ及びロに該当する法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を持つていないこと。

（減免の申請）

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならぬ。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を必要とする理由

2 特許法第九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

（出願審査の請求の手数料の減免）

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料を免除するものとする。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハ若しくはニに掲げる要件に該当する者又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第

- 二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。
- 4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。
- 5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。
- 6 第二項から前項までの規定により算定した出願審査の請求の手数料の金額に十円未満の端数があるとき（特許法第九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。）は、その端数は、切り捨てる。

（実用新案法関係手数料）

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、実用新案法第三十二条第三項の規定若しくは同法第十条の二第五項、同法第三十九条の二第四項、同法第四十五条第二項若しくは同法第五十四条の二第五項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長又は実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千百円
二	実用新案法第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
三	実用新案登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
四	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千百円）
五	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 イ 実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円

		金 額	
	六	ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者 イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき千四百円 一件につき三百円 一件につき五百円
	七	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。			
	一	納付しなげなければならない者 実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千元
	二	実用新案法第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元
	三	実用新案法第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千元
	四	実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者	一件につき四千二百円
	五	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千元に一請求項につき千円を加えた額（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき八千四百円に一請求項につき二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願にあつては一件につき三万三千六百円に一請求項につき八百円を加えた額）
	六	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円
	七	実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により判定を求めめる者	一件につき四万円

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第二条の三 意匠法第六十条の二十一第一項の政令で定める額は、七万四千六百円とする。

2 意匠法第六十条の二十一第二項の政令で定める額は、八万四千五百円とする。

(個別指定手数料の返還の額)

第二条の四 意匠法第六十条の二十二第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 意匠法第六十条の二十一第一項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額(特許庁長官が定める比率により日本円に換算した金額をいう。次号において同じ。)から一万五千三百円を控除した額

二 意匠法第六十条の二十一第二項の規定により納付すべき個別指定手数料を納付した者 同項の規定により納付した個別指定手数料の額の円換算額

(意匠法関係手数料)

第三条 意匠法第六十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金	額
一	意匠法第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者	一件につき千五百円	
二	意匠法第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円	
三	意匠法第十七条の四若しくは第四十三条第三項若しくは同法第六十八条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千円	
四	国際登録出願をする者	一件につき三千五百円	
五	意匠登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円	
六	意匠法第六十三条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円(電子証明請求者にあつては、千円)	
七	意匠法第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付		

	六	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
	七	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
	八	審判又は再審を請求する者	一件につき五万五千円
	九	審判又は再審への参加を申請する者 イ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第一項（意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者 ロ 意匠法第五十二条において準用する特許法第四百八条第三項（意匠法第五十八条第四項において準用する特許法第七十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者	一件につき五万五千円 一件につき一万六千五百円
3	意匠法第六十七条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。		
	一	拒絶査定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者	
	二	補正却下決定不服審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者	
	三	意匠登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者 （国際登録に基づく商標権の個別手数料）	
	第三号の二	商標法第六十八条の三十第一項第一号の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同号の一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額は八千六百円とする。	
	2	商標法第六十八条の三十第一項第二号の政令で定める額は、三万二千九百円とする。	
	3	商標法第六十八条の三十第五項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。 （商標法関係手数料）	
第四条	商標法第七十六条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		
	納付しなければならない者	金	額

一	商標法第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四千二百円
二	商標法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、商標法第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第三項若しくは同法第七十七条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は商標法第七十七条第一項において準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき二千百円
三	商標法第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者	一件につき九千円
四	商標法第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者	一件につき四千二百円
五	商標法第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者	一件につき四千二百円
六	商標法第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者	一件につき四千二百円
七	商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者	一件につき四千六百円
八	商標法第七十二条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千百円）
九	商標法第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	
十	イ 商標原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円
	ロ 商標原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき千四百円
	商標法第七十二条第一項の規定により書類又は同法第五条第四項	

										の物件の閲覧又は謄写を請求する者 イ 商標原簿の閲覧又は謄写を請求する者 ロ 商標原簿以外の書類又は商標法第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき三百円 一件につき千五百円
										十一 商標法第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
										商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	
										納付しなければならない者	金 額
										一 商標登録出願をする者	一件につき三千四百円に一の区分につき八千六百円を加えた額
										二 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき六千八百円に一の区分につき一万七千二百円を加えた額
										三 商標法第九条第三項、同法第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項若しくは第六十五条の八第四項又は同法第七十七条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定により手続をする者	一件につき四千二百円
										四 商標権の分割を申請する者	一件につき三万円
										五 商標法第二十八条第一項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求める者	一件につき四万円
										六 登録異議の申立てをする者	一件につき三千円に一の区分につき八千円を加えた額
										七 登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき三千三百円
										八 審判又は再審を請求する者	一件につき一万五千円に一の区分につき四万円を加えた額
										九 審判又は再審への参加を申請する者	

	<p>イ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百八十八条第一項（商標法第六十一条において準用する特許法第七十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参加を申請する者</p> <p>ロ 商標法第五十六条第一項において準用する特許法第四百八十八条第三項（商標法第六十一条において準用する特許法第七十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第六十条の二第一項において準用する同法第四十三条の七第一項の規定により参加を申請する者</p>	<p>一件につき五万五千円</p> <p>一件につき一万六千五百円</p>
<p>十</p>	<p>商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十一条第一項の規定により重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願をする者</p>	<p>一件につき一万二千元</p>
<p>3</p>	<p>商標法第七十六条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号までの中欄に掲げる者及び同表第八号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一 商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者</p> <p>二 商標法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判又はこの審判の確定審決に対する再審を請求する者</p> <p>三 商標法第四十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審判の確定審決に対する再審を請求する者</p> <p>四 確定した取消決定に対する再審を請求する者</p> <p>五 商標法第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判の確定審決に対する再審を請求する者</p> <p>（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料）</p> <p>第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	<p>納付しなければならない者</p> <p>金 額</p>

一	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者	一件につき二千四百円に書面一枚につき八百円を加えた額（二件以上を一の書面とする場合にあつては、一件ごとに一の書面とする場合の額の合計額。）
二	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき九百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用し閲覧を請求する者（以下「電子閲覧請求者」という。）にあつては、六百円）
三	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者	一件につき八百円（電子閲覧請求者にあつては、六百円）
四	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者	一件につき千三百円（電子書類交付請求者にあつては、千円）

2 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の政令で定める場合は、同項第二号に掲げる者が同法第十二条第一項第一号に掲げる事項（発行の日から一年以内の特許掲載公報（特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報をいう。）に掲載された特許に係るものに限る。）の閲覧を請求する場合とする。

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第九号及び第十号並びに第二条第二項の表第一号及び第五号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

○特許法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外国語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外国語で記載したもの（以下「外国語書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外国語で記載した書面（以下「外国語要約書面」という。）を願書に添付することができる。

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願（以下「外国語書面出願」という。）の出願人は、その特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条

の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。）から一年四月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であっても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

3 特許庁長官は、前項本文に規定する期間（同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間。以下この条において同じ。）内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかつたときは、外国語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の第二項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する期間の経過の時に取り下げられたものとみなす。

6 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、第四項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

7 第四項又は前項の規定により提出された翻訳文は、第二項本文に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

8 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書、特許請求の範囲及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合(その特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでない)と認められる場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。)

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)(についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項及び第二項、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条(第六十五条第六項(第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))並びに第二百二十六条第七項(第十七条の二第六項、第二百十条の五第九項及び第三百二十四条の二第九

項において準用する場合を含む。）、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外国語書面出願にあつては、外国語書面）に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかった者は、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十三条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）

2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。
（出願審査の請求）

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

3 出願審査の請求は、取り下げることができない。

4 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたものとみなす。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、出願審査の請求をすることができる。ただし、故意に、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に、出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 第五項（前項において特許権の設定の登録があつたときは、その特許出願が第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定により取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後その特許出願について第五項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備

をしていゝる發明及び事業の目的の範圍内において、その特許權について通常実施權を有する。

(特許料の追納による特許權の回復)

第一百二條の二 前條第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許權又は同條第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許權の原特許權者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、同條第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を追納することができる。ただし、故意に、同條第一項の規定により特許料を追納することができる期間内にその特許料及び割増特許料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許權は、第一百八條第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(外國語でされた國際特許出願の翻譯文)

第一百八十四條の四 外國語でされた國際特許出願(以下「外國語特許出願」という。)の出願人は、條約第二條(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「國內書面提出期間」という。)以内に、前條第一項に規定する國際出願日(以下「國際出願日」という。)における條約第三條(2)に規定する明細書、請求の範圍、図面(図面中の説明に限る。以下この條において同じ。)及び要約の日本語による翻譯文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、國內書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次條第一項に規定する書面を提出した外國語特許出願(當該書面の提出の日以前に當該翻譯文を提出したものを除く。)にあつては、當該書面の提出の日から二月(以下「翻譯文提出特例期間」という。)以内に、當該翻譯文を提出することができる。

2 前項の場合において、外國語特許出願の出願人が條約第十九條(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範圍の翻譯文に代えて、當該補正後の請求の範圍の翻譯文を提出することができる。

3 國內書面提出期間(第一項ただし書の外國語特許出願にあつては、翻譯文提出特例期間。以下この條において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻譯文及び前二項に規定する請求の範圍の翻譯文(以下「明細書等翻譯文」という。)の提出がなかつたときは、その國際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた國際特許出願の出願人は、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、明細書等翻譯文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻譯文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、國內書面提出期間内に當該明細書等翻譯文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

5 前項の規定により提出された翻譯文は、國內書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6 第一項に規定する請求の範圍の翻譯文を提出した出願人は、條約第十九條(1)の規定に基づく補正をしたときは、國內書面提出期間が満了する

時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

7 第八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかった場合に準用する。

（在外者の特許管理人の特例）

第八十四条の十一 在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。

2 前項に規定する者は、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならぬ。

3 特許庁長官は、前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかったときは、第一項に規定する者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

5 前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなす。

6 前項の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。ただし、故意に、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

7 第四項又は前項の規定によりされた届出は、第二項に規定する期間が満了する時にされた届出とみなす。

8 第一項に規定する者が、特許管理人により第八十四条の四第四項の規定による手続をしたときは、第二項から前項までの規定は、適用しない。

（手数料）

第九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四条、第五条第一項若しくは第八十三条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 特許証の再交付を請求する者

三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

四 第八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

- 六 第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
- 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 3 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、特許出願人が納付しなければならない。
- 4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
- 5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 6 特許を受ける権利が国又は次条若しくは第九十五条の二の二の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 7 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 8 第一項から第三項までの手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
- 9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のうちいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。
 - 一 第三十九条第六項の規定による命令
 - 二 第四十八条の七の規定による通知
 - 三 第五十条の規定による通知

- 四 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達
- 10 前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。
- 11 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 12 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。
- 別表（第九十五条関係）

	納付しなければならない者	金 額
一	特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者	一件につき一万六千円
二	外国語書面出願をする者	一件につき二万六千円
三	第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円
四	第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円
五	第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円
六	特許権の存続期間の延長登録の出願をする者 イ 第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合 ロ 第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき四万三千六百円 一件につき七万四千円
七	第五条第三項の規定による期間の延長（第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
八	第五条第三項の規定による期間の延長（第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき六万八千円
九	出願審査の請求をする者	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額
十	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円

十一	第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第一百十二条の二第一項、第八十四条の四第四項又は第八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることなつた者を除く。）	一件につき二十九万七千円
十二	第七十一条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円
十三	裁定を請求する者	一件につき五万五千元
十四	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十五	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき二千四百円を加えた額
十六	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一万千円
十七	審判又は再審（次号に掲げるものを除く。）を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十八	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	一件につき五万五千元
十九	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
二十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千元

○実用新案法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書

、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一条第一項において準用する同法第三十条第一項及び第二項、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案（当該先の出願が第一項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三条の二本文又は同法第二十九条の二本文の規定を適用する。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

（特許法の準用）

第十一条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条から第四十四条まで（パリ条約による優先権主張の手續等及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

（登録料の追納による実用新案権の回復）

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるようになった日から二ヶ月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料及び割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼ

つて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

第四十八条の四 外国語でされた国際実用新案登録出願(以下「外国語実用新案登録出願」という。)の出願人は、条約第二条(xi)の優先日(以下「優先日」という。)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という。)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明に限る。以下この条において同じ。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」という。)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

2 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

3 国内書面提出期間(第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この条において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文(以下「明細書等翻訳文」という。)の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、当該明細書等翻訳文を提出することができるようになつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、経済産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

6 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求(以下「国内処理の請求」という。)をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

7 特許法第八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。
(特許法の準用)

第四十八条の十五 特許法第八十四条の七(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)及び第八十四条の八第一項から第三項まで(

条約第三十四条に基づく補正)の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。この場合において、同法第八十四条の七第二項及び第八十四条の八第二項中「第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第八十四条の十一(在外者の特許管理人の特例)の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

3 特許法第八十四条の九第六項及び第八十四条の十四の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、第三十二条第三項の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

六 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第五十五条第一項において準用する特許法第八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(実用新案技術評価の請求の手料以外の政令で定める手数料に限る。)は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第八項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手料は、同項の規定にかかわ

らず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 第一項及び第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

8 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がなく認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

別表（第五十四条関係）

	納付しなければならない者	金	額
一	実用新案登録出願をする者	一件につき一万四千元	
二	第四十八条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万四千元	
三	第四十八条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき一万四千元	
四	第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者	一件につき四千二百円	
五	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千元に一請求項につき千三百円を加えた額	
六	明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円	
七	第八条第一項第一号括弧書、第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（第十一条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第四十八条の四第四項又は第四十八条の十五第二項において準用する同法第八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき五万円	
八	第二十六条において準用する特許法第七十一条第一項の規定により	一件につき四万円	

	判定を求めめる者	
九	裁定を請求する者	一件につき五万五千円
十	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円
十一	審判又は再審を請求する者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額
十二	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円

○意匠法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）
（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）及び第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手續及びパリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

（登録料の追納による意匠権の回復）

第四十四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができるところになつた日から二月以内で同条第一項の規定により登録料を追納することができる。ただし、故意に、同項の規定により登録料を追納することができない期間内にその登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

（手数料）

第六十七条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを求める者
- 二 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 三 第十七条の四、第四十三条第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 四 国際登録出願をする者
- 五 意匠登録証の再交付を請求する者
- 六 第六十三条第一項の規定により証明を請求する者
- 七 第六十三条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 八 第六十三条第一項の規定により書類、ひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者
- 九 第六十三条第一項の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
- 二 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 三 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
- 四 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 五 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 六 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
- 七 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 八 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 九 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

別表（第六十七条関係）

		納付しなければならない者	金額
一	意匠登録出願をする者	一件につき一万六千円	金
二	第十四条第一項の規定により意匠を秘密にすることを請求する者	一件につき五千百円	
三	第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第四十四条の二第一項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき二万五千円	
四	第二十五条第一項の規定により判定を求める者	一件につき四万円	
五	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円	
六	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき七千二百円	
七	裁定を請求する者	一件につき五万五千円	
八	裁定の取消しを請求する者	一件につき二万七千五百円	
九	審判又は再審を請求する者	一件につき五万五千円	
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五万五千円	

○商標法（特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）による改正後）（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）
（商標権の回復）

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による更新登録の申請があつたときは、存続期間は、その満了の時にさかのぼつて更新されたものとみなす。

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納することができる。ただし、故意に、前条第五項の規定により後期分割登録料を追納することができない期間内にその後期分割登録料及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第六十五条の三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならぬ。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 防護標章登録の登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたときは、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その出願をすることができる。ただし、故意に、同項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願の時)に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、六千円を超えない範囲内で政令で定める額に一の区分につき四万七千九百円を超えない範囲内で政令で定め

る額を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万三千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

（手数料）

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

二 第十七条の二第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

七 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者

八 第七十二条第一項の規定により証明を請求する者

九 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者

十 第七十二条第一項の規定により書類又は第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者

十一 第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるとき

は、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

7 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

8 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

附 則

（書換登録の申請）

第三条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録の登録番号

三 書換登録を受けようとする指定商品並びに前条第一項に規定する商品及び役務の区分

2 書換登録の申請は、受付開始日から起算して六月に達する日以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日（以下「存続期間満了日」という。）から起算して前六月から存続期間満了日後一年までの間にしなければならない。

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたときは、同項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、その申請をすることができる。ただし、故意に、同項に規定する期間内にその申請をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

別表（第七十六条関係）

納付しなければならない者	金 額
一 商標登録出願をする者	一件につき六千円に一の区分につき一万五千円を加えた額

二	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者	一件につき一万二千円に一の区分につき三万円を加えた額
三	第九条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三條第七項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第六十五條の八第四項又は第七十七條第一項において準用する同法第五條第三項の規定により手続をする者	一件につき四千二百円
四	商標権の分割を申請する者	一件につき三万円
五	第二十一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十五條の三第三項又は附則第三条第三項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき十萬二千円
六	第二十八條第一項（第六十八條第三項において準用する場合を含む。）の規定により判定を求める者	一件につき四万円
七	登録異議の申立てをする者	一件につき三千円に一の区分につき八千円を加えた額
八	登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一萬千円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき一萬五千円に一の区分につき四万円を加えた額
十	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき五萬五千円

○特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第五十五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第一百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第五百十一条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条第二項、第四項及び第五項の改正規定、第三条中意匠法第四十条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四項の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定（「ジュネーブ改正協定第一条^(xviii)に規定する」及び「（次項において「国際事務局」という。）」を削る部分に限る。）、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条の三第一項の改正規定を除く。）並びに次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中意匠法第二条第二項第一号の改正規定、第四条中商標法第二条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条第一項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第一百二十二条の二第一項の改正規定、同法第八十四条の四第四項の改正規定、同法第八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三号中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）
（手数料の特例）

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出

願審査の請求の手数料を軽減することができる。